

長野県障がい者プラン 2018(仮)

施策資料

1	権利擁護の推進	2
2	地域生活の支援	7
3	安全で暮らしやすい地域づくり	15
4	社会参加の促進	19
5	ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実	27

1 権利擁護の推進

(1) 障がいに対する理解の促進

現状・課題

- 我が国では、平成 26 年 1 月、障害者の人権及び基本的自由の享受を確保し、障害者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた、「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」）を批准しました。
- 従来の障がいのとらえ方は、心身の機能の障がいのみ起因とする、「医学モデル」の考え方が反映されたものでしたが、この障害者権利条約では、障がいのある人の生活のしづらさは、心身の機能の障害のみ起因するものではなく、障がいのことを考慮しないで作られた社会の仕組みで生まれた社会的障壁に原因があるとする「社会モデル」の考え方が貫かれています。
- 「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、共に支え合う「共生社会」を実現するためには、社会モデルの考え方を前提として、様々な心身の障がいを正しく理解し、必要かつ合理的な配慮を考え、社会の仕組みを変えていくことが大切です。

施策の展開・方向性

○啓発・広報の実践

- ・ 障害者雇用支援月間や精神保健福祉普及運動などにおいて、障がい者等に対する理解を図るための啓発活動を行います。特に、「人権について考える強調月間」（7月）や「障害者週間」及び「人権週間」（12月）においては、障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けた啓発・広報活動を重点的に実施します。
- ・ 障がいのある人へちょっとした配慮、手助けを実践する「信州あいサポート運動」（支え手）にあわせて、新たに JIS に制定された「障がいのある人などが必要な配慮を求める「ヘルプマーク」」（受け手）の普及に取り組むことにより、より効果的な啓発と運動の一層の推進を図ります。
- ・ 障がいのある方への配慮や支援が適切に行われるよう、ヘルプマークや補助犬マーク等の障がいや障がいのある人に配慮したマークの普及啓発を図ります。
- ・ 県人権啓発センターにおいて、企画展、人権啓発パネル巡回展や、DVDの貸出等による啓発活動を実施します。

- 障がいのある人とない人との交流機会の拡大
 - ・ スポーツの実施や応援、文化芸術の鑑賞、フォーラムの開催など、各種イベントを通じて、障がいのある人とない人との交流機会の拡大を図り、障がいに対する理解の促進を図ります。
- 障がいに対する理解を深める研修会の実践
 - ・ 県民誰もが、多様な障がいの特性を理解し、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」となるための研修や、手話やろう者に対する理解を促進するための講座を実施します。
 - ・ 精神障がい当事者が講師となり自らの体験を語る、高校生を対象にした「心のバリアフリー事業」や地域の精神保健福祉活動の中心となる方々を対象にした「地域ケア事業」等により、精神障がい者への理解の促進を図ります。
 - ・ 発達障がいのある人が、周囲から理解され、安心して日常生活を営むことができるよう、県民が発達障がいに関する基礎知識を学ぶ「発達障がい者サポーター養成講座」の開催を引き続き推進します。

(2) 権利擁護、虐待防止の推進

① 障がい者差別の解消、権利擁護の推進

現状・課題

- 障害者権利条約が国連総会で採択された翌年、平成 19 年 9 月に我が国では障害者権利条約に署名しました。一方、条約の批准に先立ち国に法の整備を進めるべきとの関係者の意見を踏まえ、障害者基本法の改正（平成 23 年）、障害者自立支援法の改正（平成 23 年）、障害者差別解消法の制定（平成 25 年）など様々な国内法の整備を進めてきました。
- 障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別の解消を推進することを目的として「障害者差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 4 月に施行されました。
法の施行にあわせて、障がいのある人や事業者等から相談に応じる窓口を設置し対応するとともに、法の周知啓発に取り組んでいます。
- 障がい者の尊厳を守り自立と社会参加を推進するため、虐待を禁止し、虐待を発見した人に通報義務を定めるとともに、行政機関や関係者に虐待の予防や早期発見等の取組を求める「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 24 年 10 月施行されました。
法の施行にあわせて「長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター」を開設し、関係機関、民間団体等と連携し、市町村とともに虐待の予防や早期発見、虐待発生後の適切な支援に取り組んでいます。

施策の展開・方向性

- 障がいを理由とする差別解消の推進
 - ・ 障がいのある人からの相談に対応する「障がい者差別解消推進員」を配置するとともに、「合理的配慮」などの周知を図り、県民の理解を得ながら、障がいのある人が感じる社会の中にあるバリア（社会的障壁）の解消に努めます。
 - ・ 障害者差別解消支援地域協議会（長野県障害者虐待防止・差別解消連携会議）を活用し、関係機関・団体との連携のもと、虐待防止・差別解消の推進に取り組みます。
 - ・ 障がいを理由とした差別の解消の推進に向けて、実行性のある取組や紛争解決の方法等についても検討・研究していきます。

- 障がい者虐待防止対策の推進
 - ・ 県内全ての市町村において設置されている、障がい者虐待に係る通報等の窓となる「市町村虐待防止センター」と連携を図りながら虐待防止や早期発見、早期対応に努めます。
 - ・ 市町村に対する助言や指導、障害福祉施設従事者等に対して研修会及び出前講座を実施し、障がい者虐待の防止等に努めます。
 - ・ 虐待防止及び発生時に対応するためのスキルアップを目指して、国が実施する研修会へ職員を派遣するとともに、研修修了者が講師となって行政職員等に対する伝達研修を実施します。

- 福祉施設利用者の権利擁護の推進
 - ・ 各施設が設けている苦情解決の仕組みについて、施設利用者にとって公平・公正で透明性が確保されたものであり、解決に向け迅速な対応が行われるとともに、施設内での情報の共有化が図られるなど、適正に運用されるよう支援します。
 - ・ 全ての施設において、利用者の身体拘束や虐待等を防止する仕組みを確立し、施設利用者の人権が保障されるよう、実地指導や集団指導等により事業者に対する指導を実施します。

- 権利擁護のための相談・支援体制の充実
 - ・ 福祉サービスに関する苦情解決体制の普及・啓発を進めるとともに、苦情の解決を適切に図るため、福祉サービス運営適正化委員会の機能充実に努めます。
 - ・ 日常生活自立支援事業を実施する長野県社会福祉協議会に対して引き続き必要な支援を行い、事業が適切に実施されるよう努めます。
 - ・ 障がい等により福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等矯正施設出所予定者の社会復帰を支援し、再犯防止につながる体制づくりを図ります。

② 権利行使の推進

現状・課題

- 障がい者の地域生活移行が進む中で、判断能力が十分でない知的障がい者等には、福祉サービスの利用をはじめとする契約手続きの援助等、自立した生活を送るための支援が必要です。

また、経済的虐待による金銭搾取や悪質商法による被害が後を絶たず、成年後見制度による支援の必要性が増しています。

しかし、成年後見制度については、制度が複雑であることなどから理解が不十分であったり、市民後見人の不足等の理由から、制度が十分に利用されていない状況にあります。

- 権利行使の支援(選挙関係)

重要な基本的人権である選挙権について、その行使に支障がないよう投票所のバリアフリー化等の改善に向けた支援を行っていますが、更なる手話通訳の拡大等の対応策の充実が求められています。

施策の展開・方向性

- 成年後見制度の利用促進

- ・ 判断能力が不十分な障がい者が財産管理等の援助を受け、地域で自立した生活が営めるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。
- ・ 市町村が講ずる、成年後見制度利用支援のための体制整備と中核機関等の設置や、成年後見制度市町村計画の策定を支援します。

- 権利行使の支援(選挙関係)

障がい者や高齢者が投票を行うために必要な支援を行います。

- ・ 投票所において、障がい者や高齢者が円滑に投票できるよう、車いす使用者等への介添えや、スロープの設置、点字器の備え付けなどの措置を支援します。
- ・ 聴覚障がい者が政見を知る機会を確保するため、政見放送への字幕の導入や手話通訳の拡大、演説会等における要約筆記の投影を可能とするよう、国へ要望します。

③ 地域における福祉活動・福祉教育の推進

現状・課題

- 障がい者が地域において自立した生活をするためには、民生委員など身近で相談のできる窓口が必要です。

一方、公的なサービスだけでは対応できない制度の狭間にある生活課題や災害時における問題等の解決のため、ボランティアや市民活動への期待が高まってきており、多様な形態のボランティア活動への支援が必要となってきました。

施策の展開・方向性

- 民生委員・児童委員による相談支援の推進
 - ・ 民生委員・児童委員活動における必要な知識について研修を行い、資質の向上を図ります。

- ボランティア・NPO活動の推進
 - ・ 県や市町村の社会福祉協議会を中心としたボランティアセンターの活動を支援するとともに、ボランティアの資質向上及びボランティア・市民活動団体のネットワーク化等を図り、障がい者を支えるボランティア活動を支援します。
 - ・ 地域福祉の課題解決につながる、NPO・企業・行政等の多様な主体による協働を支援します。

- 福祉教育の推進
 - 次世代のボランティア活動の担い手を育てるため、地域福祉推進の基盤となる福祉教育の普及・啓発を支援します。

2 地域生活の支援

(1) 地域生活移行の支援

① 居宅サービスの充実

現状・課題

- 医療機関や入所施設からの地域生活への移行が進むにつれ、居宅介護や短期入所など、居宅サービスの利用が増加傾向にあります。
- 今後の居宅サービスが利用者やその家族等のニーズに沿った形で提供されるよう、必要な時に必要なサービスが受けられる体制づくりを進める必要があります。
- 障がい者の高齢化が進み、高齢の障がい者のための支援として、地域共生社会の理念に沿った取組が求められています。

施策の展開・方向性

- 短期入所事業所の整備促進
障がい者を在宅で支える家族にとって、レスパイトケア等を行う短期入所サービスは重要であり、身近な地域で利用できるよう、事業所の拡充を図ります。
- 市町村が支援する事業への支援
必要なサービスが実施できるよう国に十分な予算の確保を要望するとともに、市町村がより充実した事業を行えるよう、他自治体の取組状況などの情報提供を行います。
- 高齢の障がい者のための支援の充実
高齢の障がい者に対する支援は、介護保険制度によるサービス提供が基本となりますが、介護保険と障がい福祉両制度に位置付けられる共生型サービスの実施など、高齢の障がい者のニーズに応じたサービスが提供できる包括的な支援体制づくりに向けて、市町村等関係機関と連携して取り組みます。
高齢者の総合相談、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの機能を担う地域包括支援センターの人材育成を支援します。
- 障がい者用福祉機器への支援
県立総合リハビリテーションセンターにおいて、義肢装具の製作、修理及び相談を行い、日常生活動作の向上を支援します。

- タイムケア事業(レスパイトケア)の実施
日中一時支援事業の利用状況及び障害者総合支援法の見直し状況などを踏まえ、現場のニーズを検証した上で、適切に実施します。

② 住まい、日中活動の場の充実

現状・課題

- 地域で自立した生活を送るためには、生活の場となるグループホーム、日中活動の場となる生活介護サービスや就労支援サービスなどの生活基盤の充実が必要です。
- 地域で生活する障がい者が、安心して生活できるよう、地域生活支援体制を整備する必要があります。
- 障害福祉サービス事業所は着実に増加していますが、一人ひとりの障がい特性に応じた適切なサービスが提供されるよう、指導監査等により事業者に適正な運営を求めていく必要があります。

施策の展開・方向性

- サービス提供体制の整備
 - ・ 圏域で不足しているサービスについて、十分なサービス量が確保できるよう事業所の指定を行うとともに、サービス提供基盤の整備について計画的に支援します。
 - ・ 自立生活援助サービスなどにより、地域で自立した生活を送ることができる体制の整備を図ります。
- サービスの質の向上
 - ・ 障がい者が希望する生活の実現や、生活の質を向上させるための課題等を的確に把握し、一人ひとりに合った個別支援計画が作成されるよう支援します。
 - ・ 障害福祉サービス等を提供する事業者に対して、施設等の運営管理や利用者へのサービスの提供が適切に行われるよう、集団指導及び実地指導により指導します。
 - ・ 各施設が、利用者に対する満足度調査や第三者による評価等を通じ、日常業務の再点検やサービスの質の向上を図ることができるよう支援します。
 - ・ 不正・不当な行為や著しい基準違反の疑いのある施設等に対しては、迅速かつ重点的に監査を実施し、特に悪質な案件については、指定の取消や効力停止等により厳正に対処します。
 - ・ 市町村が行う指導監査が効果的・効率的に実施できるよう、実施方法の助言や合同での実地指導の実施などの支援を行います。

- ・ 障害福祉サービスの内容等を公表する、情報公表制度により、利用者がサービスを選択する際の参考とするとともに、事業者のサービスの質の向上を図ります。
- 県営住宅のグループホームへの活用
地域の実情を踏まえながら、県営住宅のグループホームへの活用を図ります。

③ 精神障がい者の地域移行の支援

現状・課題

- 県内の精神科病院に入院している精神障がい者数は、減少傾向にありますが、そのうちの約6割にあたる人が、1年を超えて入院しています。
- 精神障がい者が地域で生活するために、市町村や精神科病院、関係機関等が連携して、地域生活支援体制を充実させることが必要です。

施策の展開・方向性

- 支援関係者による協議の場の設置推進
精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障がい保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設置します。
- 精神障がい者の地域移行・地域定着の支援
 - ・ 保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、関係者間の連携を密にし、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する地域移行・地域定着支援を推進します。
 - ・ 支援関係者に対する研修を、精神保健福祉センター及び各圏域で開催します。
- 障がい者支え合い活動の支援
地域で暮らす当事者支援員が、地域移行に自信や意欲の持てない精神障がい者の相談支援、普及啓発活動を支援します。

④ 障がい者にとって利用しやすい施設（県立施設の役割）

現状・課題

- 障がい者支援の県立施設として、信濃学園*、総合リハビリテーションセンター*、西駒郷*、障がい者福祉センター*、聴覚障がい者情報センター*を設置しています。

- 本県の障がい者を取り巻く課題や環境の変化に対応して、県立施設に求められるニーズに応え、障がい者にとって利用しやすい県立施設を目指す必要があります。

施策の展開・方向性

- 障がい者の視点に沿った整備・運営
 - ・ 信濃学園
県内唯一の知的障がい児の入所施設としてセーフティネットの機能を果たすとともに、利用者個々の障がい特性に則した専門的支援の充実に努めます。
 - ・ 総合リハビリテーションセンター
平成 28 年 3 月に提出された「総合リハビリテーションセンターの今後のあり方に関する報告書」をふまえ、諸課題の解決を図り、県民の医療・福祉・保健に資するための総合的リハビリテーションサービスの提供に努めます。
 - ・ 西駒郷
平成 29 年 3 月に提出された「西駒郷あり方検討会報告書」をふまえた事業内容や施設整備等を検討し、利用者の個別支援の向上に努めます。
 - ・ 障がい者福祉センター(サンアップル)
障がいのある方が身近な場所でスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう県内に専門家の派遣や大会の開催等を行います。
 - ・ 聴覚障がい者情報センター
聴覚に障がいのある・なしで取得できる情報量の差をより少なくするため聴覚障がい者等のニーズに合った情報の提供や伝わりやすい手段の充実に努めます。

(2) 生活の安定に向けた取組

経済的支援制度等の周知

現状・課題

- 障がい者の生活安定のため、特別児童扶養手当などの各種手当制度や、自動車税の減免制度など周知を図り、経済的な自立と社会参加を支援します。

施策の展開・方向性

- 各種手当制度の周知
特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の各種手当及び心身障害者扶養共済制度について、県のホームページ等において、受給要件や手続きなど制度の概要について周知を行います。

- 重度障がい児（者）への医療費の助成
障がい児（者）の経済的負担を軽減し、必要な医療が受けられるよう、医療費の自己負担分への助成を行います。
- 通所通園等推進事業の実施
心身障害児通園施設等への通所通園は、継続的な交通費の支出を伴うものであることから、児童及び付添人の通園に要する交通費を補助することにより、障害児(者)の家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 自動車税等の減免制度の周知
身体障がい者等が所有する自動車の自動車取得税及び自動車税の減免制度、申請期限等について、県のホームページや納税通知書に案内を同封するなど、幅広く周知を行います。
- 公営住宅入居での支援
 - ・ 県営住宅への入居について、入居収入基準の緩和、優先入居、単身入居の措置等により、安心して暮らせる居住の場の確保を図ります。
 - ・ 収入の状況に応じて家賃の減免を行います。

(3) 相談支援体制の充実

現状・課題

- 障がい者が地域で安心して暮らすため、身体・知的・精神の3障がいに対応する「障がい者総合支援センター」を各圏域に設置し、市町村と県とが連携して総合的な支援体制を整備するとともに、地域で様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み（地域生活支援拠点）の構築が圏域単位で進められてきました。
- 障がい者の増加やニーズの多様化などにより、障がい者総合支援センターにおける相談支援件数は年々増加し内容も複雑化しています。
なお、「サービス等利用計画」の作成状況（進捗率）は、平成28年度末で99.5%とほぼすべての対象者への計画作成が達成されたことなどから、今後は、相談支援の質の向上が課題となっています。
- 自立支援協議会の活動等を通じて市町村や福祉分野にとどまらない様々な機関と連携し、障がい者を地域全体で支える仕組みづくりを進め、相談支援体制の充実・強化を図る必要があります

施策の展開・方向性

- 計画相談・障がい児相談の質の向上
障害者（児）本人や家族が希望する生活を実現させるために、状況の変化等に
応じたニーズを把握し、サービス利用に関する再調整等を行うモニタリングを、
障害福祉サービスを利用するすべての人に対し、定期的・継続的に実施します。

- 地域移行・地域定着支援の強化
 - ・ 市町村及び相談支援事業所等地域の支援関係者と連携して、施設や病院に長
期入所（入院）している障がい者の地域生活移行を進めます。
 - ・ 単身者等に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行う地域
定着支援を促進します。
 - ・ 地域定着支援を活用し、緊急時対応が必要な障がい者の情報を事前に把握し
て地域の支援関係者が共有することにより、地域全体で障がい者を支える体制
（地域生活支援拠点）の円滑な運営を図ります。
 - ・ 地域における相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」の設置促進を
図ります。

- 相談支援専門員の養成と資質向上
 - ・ 国の相談支援従事者研修の受講者を中心に、実践力の高い人材を養成するた
めの研修を実施し、相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図ります。
 - ・ 相談支援について指導的役割を果たす「主任相談支援専門員」（仮）の基幹
相談支援センターへの計画的な配置を目指します。
 - ・ 県自立支援協議会人材育成部会を中心に、各圏域における研修・人材育成の
リーダーの養成を支援します。

- 県自立支援協議会の体制充実
当事者をはじめとした関係者、連携機関等を構成員として、療育、人材育成な
どの専門部会や相談支援体制機能強化会議を設置し、地域自立支援協議会と連携
しながら、地域の課題解決のための協議を行い、地域バックアップ体制を強化し
ます。

（４）福祉人材の養成・確保

現状・課題

- 質の高いサービスを提供するためには、人材の確保や従事者の意欲・能力を高め
るための人材育成が重要なことから、福祉分野への就業を支援するとともに、事業
者や従事者に対する体系的な研修機会を確保することが必要です。

- 多様な障がいに対応できる専門性の高い従事者の育成を図るとともに、障がい者の高齢化への対応も含めた人材の育成等が求められています。
- 個別支援計画の作成を通じた、サービス提供の要の位置にあるサービス管理責任者について、サービス供給量の増加に伴い、人材の養成を図っていく必要があります。
- 質の高い施設職員を確保し、その定着を図るため、職場環境の整備や処遇の改善等を行う必要があります。

施策の展開・方向性

- 有資格者の養成、従事者の確保
 - ・ 福祉大学校において質の高い介護福祉士等の養成を実施します。
 - ・ 福祉の職場を対象とした職場説明会や求職者と求人事業所との就職面接会の開催、求職者と求人事業所との橋渡しをするキャリア支援専門員の配置などにより、求職と求人のマッチングを推進します。
- 従事者に対する研修の充実・推進
 - ・ サービス提供プロセスの管理を行うとともに、サービスを提供する職員の指導等の役割を担うサービス管理責任者の養成研修等を実施し、必要な人材の養成を行います。
 - ・ 福祉サービスを支える人材の確保と質の向上を目指し、施設・事業所職員の段階と職務階層に合わせて受講できるように、長野県版「キャリアパス・モデル」※に対応した研修を実施します。
- 職場体験等

中学生、高校生や福祉に関心のある一般求職者等に対し、福祉の職場体験の機会を提供します。また、中学校、高等学校に福祉・介護の従事者等を派遣し、福祉の仕事のやりがいや仕事の内容を説明することにより、福祉の仕事に対する理解を深めます。
- 施設職員の処遇向上等

施設職員が安心して働き続けることができるよう、福祉・介護職員等処遇改善加算等により給与等の処遇改善を図るとともに、勤務条件や福利厚生の上昇など働きやすい職場環境の整備について助言等を行います。

(5) 地域連携体制の構築

現状・課題

- 地域連携体制の構築については、国が第4期障害福祉計画（平成27～29年度）基本指針において、「地域生活支援拠点を市町村または圏域に少なくとも一つ整備する」と示したことを受け、県及び市町村の第4期障害福祉計画においても、平成29年度末までに10の保健福祉圏域ごとに整備することを目標として体制整備が進められ、概ね目標どおり整備される見込みとなっています。

- 今後、地域生活支援拠点の体制を維持・運営するに当たり、福祉・医療・行政等関係機関の連携の更なる強化、財源の安定的な確保、障がい特性（強度行動障害、医ケア児等）に応じたより高度な専門性を有する人材の育成などが課題となっています。

施策の展開・方向性

- 体制の機能の充実・強化
 - ・ 地域生活支援拠点の効果的かつ持続可能な運営のため、県自立支援協議会等を活用した、地域の現状や課題等の把握・共有、好事例の紹介などにより、市町村（圏域）の取組みを支援します。
 - ・ 市町村（圏域）においては、必要な機能が適切に実施されているか、定期的に評価を行い、その取組情報の公表を通じて、地域の課題を把握することにより、体制の充実・強化を図る必要があります。

3 安心して暮らしやすい地域づくり

(1) 安全な暮らしの確保

① 防犯・交通対策の推進

現状・課題

- 障がい者を犯罪から守り、安全・安心なまちづくりを推進するため、広報啓発活動を充実するなど、障がい者の保護対策を推進するとともに、障がい者を交通事故から守るため、障がい者に配慮した交通安全知識の普及・発信活動を推進する必要があります

施策の展開・方向性

- 障がい者の保護対策の推進
 - ・ 自治体を始めとする関係機関・団体と連携を密にし、防犯に関する情報を迅速に共有できる体制づくりを構築します。
 - ・ 社会福祉施設職員等に対する防犯講習・訓練等を実施し、危機管理意識の向上を図ります。
 - ・ 社会福祉施設等における施設設備面の防犯対策について助言、指導を行います。
 - ・ 障がい者虐待を認知した際、市町村への速やかな通報や被害者の保護対策など、被害者の立場に立った的確な措置を講じます。
- 交通安全対策の推進
 - ・ 関係機関・団体と協力しながら、障がい者を始めとして、幼児から高齢者に至る全ての県民に対し、交通安全意識を高めるための交通安全教育を推進します。
 - ・ 関係機関や地域ボランティアとの協力により、障がい者に配慮した交通安全に関する広報啓発活動を積極的に推進します。
 - ・ 障がい者を始めとした交通弱者を交通事故から守るため、運転免許取得者及び運転免許更新者に対して、それぞれの機会に、適時適切な運転者教育を推進します。

② 防災対策・災害発生時の支援の推進

現状・課題

- 長野県は多くの活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有し、災害が多発しています。災害時には、支援を必要とする障がい者に対して適切な対応を行い、安全・安心な暮らしを支援する必要があります。

- 障がい者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれます。自ら避難することが困難で、避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）の中には、障がい者も多く、防災対策の一層の充実が必要です。
- 市町村が実施する災害時の情報伝達、避難誘導、避難所運営等においては、障がい者個々の具体的な状況を踏まえ、多様な関係機関とも協力しながら行われることが求められています。
- 災害時には、災害ボランティアの力が不可欠であり、迅速かつ的確な災害ボランティア活動が行われるような支援が必要となります。

施策の展開・方向性

- 避難行動要支援者名簿の策定支援
 - 市町村が行う災害時における障がい者等の避難支援の計画について、平成 25 年の災害対策基本法改正に伴い、避難行動要支援者の避難支援を実施するための基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務化されました。
 - この名簿の充実化と、個々の状況を鑑みた「個別計画」の早期策定を要請し、必要に応じて助言を行います。
- 災害時住民支え合いマップ策定の推進
 - 市町村が「長野県地域防災計画」に基づいた作成する要援護者の状態に配慮した避難支援計画を具体化する手法として、「災害時住民支え合いマップ」の策定を支援し、それを通じて、災害時だけでなく平常時における地域住民相互のつながりを深め、住民同士の支え合い活動・地域福祉活動を推進します。
- 福祉施設における防災対策の充実
 - ・ 福祉施設が、火災や地震など様々な災害に対応した非常災害対策マニュアルを整備するとともに、必要な訓練等を実施するよう指導します。
 - ・ 市町村の地域防災計画に定められた福祉施設において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など地域の実情に応じた利用者の避難確保計画を作成し、この計画に基づく避難訓練が実施されるよう支援します。
- 福祉避難所の運営体制の充実
 - ・ 福祉施設が、火災や地震など様々な災害に対応した非常災害対策マニュアルを整備するとともに、必要な訓練等を実施するよう指導します。
 - ・ 災害が発生した際に、障がい者等の要配慮者を対象として市町村が開設する福祉避難所の運営体制の充実を図るため、実際の災害を想定した福祉避難所設置・運営訓練の実施を市町村へ要請し、必要に応じて助言を行います。

- 災害拠点となる施設等の充実
病院、社会福祉施設、学校等多数の者が利用する建築物の耐震化を推進し、安全性の向上を図ることで、県民の生命及び財産を守ります。
- 災害ボランティア活動の推進
災害時において迅速かつ効果的にボランティア活動が展開されるように、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等、センター運営全般のサポートを行う人材の養成を図ります。また、社会福祉法人、福祉職能団体等が参画する災害福祉広域支援ネットワークを構築し、災害時要配慮者を広域で支援する体制整備を行います。

(2) 誰もが暮らしやすいまちづくり

① 福祉のまちづくりの推進

現状・課題

- 高齢者や障がい者等が身近な地域で買い物をしたり、食事に出かけることができるよう、駅舎や歩道など県民生活に密着した公共建築物や交通安全施設などに対するバリアフリー対策を積極的に推進する必要があります。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の規定に基づき、公共交通事業者に対して旅客施設、車両等のバリアフリー化への対応がより推進されており、それらの事業者が行う施設等の整備への支援を一層充実していく必要があります。
- 平成 28 年度末までに全ての都市計画区域マスタープランの第 1 回見直しを行いました。次回見直しにおいても誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進となる都市計画区域マスタープランとするために、現在改定の基礎となる都市計画基礎調査等を行っています。

施策の展開・方向性

- 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
 - ・ 障がい者などの意見を反映し、誰もが利用しやすい施設の整備が進むよう「長野県福祉のまちづくり条例」を平成 27 年度に改正しました。
 - ・ 建設部と連携協力しながら、建築物のバリアフリー化を始めする福祉のまちづくりを推進します。
 - ・ 信州パーキング・パーミット制度については、企業等への個別訪問を行うなど、制度協力区画を増やすための協力依頼活動等の普及・啓発を推進します。

- 地域共生社会の実現を目指し、長野県地域福祉支援計画の策定を検討します。
 - 誰もが安心して暮らせるまちづくりの視点に立った、都市計画区域マスタープランの見直しを行います。
- 交通バリアフリー化の推進
- ユニバーサルデザインの考え方を基本に、鉄道駅のバリアフリー化の施設整備、低床バスの普及促進、安全で利用しやすい交通アクセスの確保などの交通・移動対策の総合的な整備の促進を図ります。
 - 音響により信号表示の状況を知らせる視覚障がい者用付加装置信号機や音響式歩行者誘導装置信号機の整備を推進します。
 - 青信号を通常より長くする高齢者等感応化信号機の整備を推進します。
 - 障がい者が携帯する白杖反射シートや端末に反応し、信号の状態を音声で知らせたり、青信号を通常より長くするPICS（歩行者等支援情報通信システム）の整備を推進します。
 - 右左折車両と歩行者の交錯の防止等を目的とした歩車分離式信号機の整備を推進します。
 - 歩道の整備や電線類の地中化、歩道の段差切下げ、視覚障がい者誘導ブロックを敷設し、障がい者の活動範囲を広げることができる歩道のバリアフリー整備を行います。

② 住宅の整備に対する支援

現状・課題

- 障がい者の居住環境を改善し、住み慣れた地域社会で自立して生活できるよう支援することにより、障がい者福祉の向上並びに家庭介護者の負担軽減を図ることが必要です。

施策の展開・方向性

- 障がい者にやさしい住宅改良促進事業の推進
日常生活をできる限り自力で行なえるように、障がい者の居住環境を改善し、住み慣れた家や地域で暮らし続けていけるように支援していきます。
- バリアフリー化等の推進
- 県営住宅の建替や改修において、床の段差解消や手すりの設置などのバリアフリー化を行い、障がい者等に配慮した住宅の整備を進めます。
 - 県営住宅の建替において、地域の実情に応じて車いす使用者向け住宅の整備を行います。

4 社会参加の促進

(1) 就労支援の推進

① 一般就労の促進

現状・課題

- 県内の民間企業における障がい者の雇用については、平成 28 年 6 月 1 日現在で、実雇用率 2.02%で、全国平均 1.92%を上回っていますが、法定雇用率（2.0%）に達していない企業が未だ約 4 割（39.8%）あり、更なる雇用促進に向けて取り組む必要があります。
- 平成 30 年 4 月から、障害者雇用率に精神障がい者が追加されることにより法定雇用率が引き上げられ、また、平成 33 年 4 月までには、さらなる引き上げが見込まれることから、雇用促進に努める必要があります。

施策の展開・方向性

- 相談支援体制の充実
 - ・ 10 圏域に各 1 か所ずつ設置する「障害者就業・生活支援センター」に配置した就業支援ワーカーをはじめ、求人開拓員、障がい者職業訓練コーディネーターや市町村の相談窓口、特別支援学校、ハローワーク、長野障害者職業センターなど関係機関との連携強化を図り、就労を希望するすべての障がい者に対する、就労に関する相談支援体制の充実を図ります。
 - ・ 求人開拓員による職業相談を通じた相談者の個別状況の把握、それに応じた求人開拓、求人企業への同行訪問や職業紹介状の発行等を行う無料職業紹介事業の実施により、障がい者の一般就労を促進します。
- 一般企業への就労拡大
 - ・ 法定雇用率未達成企業に対して、ハローワーク、経済団体や労働組合などと連携し、雇用促進の啓発などを行うことにより雇用率のアップを図ります。
 - ・ 県の障がい者民間活用委託訓練事業や国の援助制度（トライアル雇用制度・ジョブコーチによる支援等）の周知・普及を行い、雇用拡大につなげます。
 - ・ 障がい者の就業・生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターによる個別支援を強化し、就労促進及び就労後の職場定着を図ります。
 - ・ 業等での職場実習の場を拡大し、適切な助言指導の下で実習を行うことにより、障がい者の就労を促進するとともに企業側の雇用促進を図ります。
 - ・ あんま、はり、きゅうなどの資格を有する視覚障がい者への支援については、盲人ホームにおいて専門的な技術指導を行います。

- ・ 一般企業への就労を希望する生徒の進路実現と、企業側の障がい者の理解や受け入れに向けた取組を促進するために、就労コーディネーターによる企業への働きかけとマッチング支援、特別支援学校技能検定の実施、協力企業登録制度の実施等を総合的に推進します。
 - ・ 障がい者を雇用する中小法人や個人事業主に対して、法人事業税と個人事業税の減税を行い、障がい者の雇用を促進します。
- 自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向けた仕組みづくり
企業向けに障がい者雇用の普及啓発を図るセミナーを開催するほか、求職者と企業の出会いの場となる合同企業説明会を開催し、障がい者の就労と企業の障がい者雇用を双方から支援します。

② 福祉的就労の推進

現状・課題

- 県内の就労継続支援B型事業所等（以下「事業所等」という。）で就労している障がい者の平成28年度月額平均工賃は15,246円となっており、障害年金と合わせても8万円程度にとどまり、地域で自立した生活を送るには、2~3万円不足している状況です。
- 平成18年度からスタートした工賃向上計画に基づき、事業所等の工賃アップに向けた取組を行ってきましたが、事業運営にあたっての販路の確保、事業所等が供給する物品・サービスの質の向上や職員の支援力の向上等が課題となっています。

施策の展開・方向性

- 工賃アップに向けた事業所間・企業等との連携の推進
- ・ 事業所単独では受注が難しい大量の作業等の複数の事業所による共同受注や、共同販売会の開催など、事業所間の連携の促進と協力体制づくりを支援します。
 - ・ 工賃アップのためのアドバイス、企業等からの受注、販路の開拓などにより事業所等の取組を支援します。
- 質の高い技術導入の支援
より質の高い作業や製品開発等に必要な知識・技術の習得のために、民間の専門的技能の導入を積極的に支援します。
- 農業等他分野との連携
既に実施している農業就労チャレンジ事業に加え、事業を展開するにあたっては、福祉分野にとどまらず、農業、林業等他業種との連携・交流を図ります。

③ 農業分野における就農支援

現状・課題

- 障がい者就労施設では、新たな就労の場の開拓が必要となっている中で、人口減少や高齢化により担い手が不足している農業分野の課題と、障がい者の就労の場の創出という福祉分野の課題に対応するための「農福連携」の取組が広がってきています。
- 県では、平成26年度から「農業就労チャレンジ事業」を実施し、農業就労チャレンジコーディネーターによる農家等と就労継続支援B型事業所等（以下「事業所等」という。）とのマッチングや農作業現場で技術指導等を行う農業就労チャレンジサポーターの派遣を行い、障がい者の就労機会の拡大や工賃向上に一定の成果が上がっています。
- 県内の市町村では、農産物の販路先となる企業等と地域の農業関係者等を連携させた上で障害福祉サービス事業所（就労継続支援A型事業所）を開設し、障がい者の就労の場の創出と自立を促進する取組が行われており、さらなる拡大が望まれます。
- 今後は、障がい者が地域で自立して生活するために、農業法人等への雇用や障がい者が自ら農業を行うことに対する支援が必要です。

施策の展開・方向性

- 農福連携で障がい者就農の推進
 - ・ 引き続き、農業就労チャレンジ事業を実施し、自ら農業を行う事業所等への支援を強化します。
 - ・ 農業関係者に対し、労働力として障がい者を活用することについての意識啓発を図るとともに、ハローワーク等の関係機関や求人開拓員などと連携し、障がい者就農への取組を進めます。
 - ・ 全国的組織の「農福連携全国都道府県ネットワーク」や「全国農福連携推進協議会」の活動に参加し、他の自治体や関係団体等と施策の調査・研究に取り組み、就労の場の拡大や農産物の販路拡大等を一層進めます。
 - ・ 農業分野での障がい者の就労には様々な形態があることや、農業者にとっての労働力不足の解消に繋がることなどを農業者や市町村、事業所等へ広く周知し、地域全体で障がい者の就農を支援していく取組を進めます。

(2) 移動、情報コミュニケーション支援の充実

① 移動支援の充実

現状・課題

- 移動支援事業は、野外での活動が困難な障害者等に対して、外出の支援を行う事業であり、重度視覚障がい者に対する移動支援については、平成 23 年 10 月から同行援護サービスが創設されました。

地域生活支援事業の中で大きな割合を占める移動支援事業は障がい者の社会生活に必要なサービスであることから、今後もニーズの高い事業であり、必要なサービスが提供されることが重要となっています。

- 福祉有償運送は、NPO法人、社会福祉法人等が会員登録を行った要介護者・要支援認定者、身体障がい者等の移動困難者に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員 11 人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもので、市町村運営協議会に協議し合意の上で、県が登録しています。

- 県においては、重度の視覚、聴覚、肢体不自由障がい者に身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の給付を行っています。

身体障がい者補助犬利用者が社会参加できる機会が増える中、食堂や旅館などの不特定多数の人が利用する施設で身体障がい者補助犬の同伴を拒否される事案も発生しています。引き続き事業者のみならず広く県民に対しての広報、啓発を行い、補助犬利用者が安心して安全に生活できるよう、理解の促進を図る必要があります。

施策の展開・方向性

- 移動支援事業の充実

各市町村の移動支援の取組を調査し、市町村に対し他の自治体の取組例を紹介するなど、より積極的な事業の実施を促します。

また、市町村が十分なサービスを行えるように、国へ予算の確保を要望していきます。

- 福祉有償運送の推進

福祉有償運送を行う運転者の要件として「第一種運転免許を受けており、その効力が過去 2 年以内において停止されていない者であって、かつ国土交通大臣認定講習を受講している者」となっており、認定講習を実施する団体の会場確保等に協力し、福祉有償運送の担い手の確保に取り組みます。

○ 自動車運転訓練の実施

県立総合リハビリテーションセンターにおいて、障がい者用教習車を使用した運転免許取得訓練や運転免許はあるが運転が困難になった方への運転習熟訓練を行います。

○ 身体障がい者補助犬の給付及び理解の促進

- ・ 必要とされる人に身体障がい者補助犬の給付を行います。
- ・ ポスター、リーフレット等を活用して身体障がい者補助犬に関する広報、啓発を積極的に行い、県民及び補助犬が利用する事業者に対して理解を促進します。

② 情報・コミュニケーション施策の充実

現状・課題

- 聴覚障がい者の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、担い手となる手話通訳者や要約筆記者の養成研修を実施しています。また、視覚障がい者のコミュニケーションを確保するため、点訳・朗読奉仕員の養成研修を実施するとともに、上田点字図書館等による点字図書、デイジー図書*、CD等の貸出のほか、音声コード*の普及、活字読み上げ装置*の整備を進めています。

- 情報提供体制の充実を図るため、字幕入りビデオカセットの製作・貸出のほか、県政テレビ番組へのテロップの挿入などを行うとともに、社会生活訓練の充実のため、聴覚障がい者に対して指導員が日常生活に必要な訓練を行っています。

また、中途視覚障がい者に対する生活訓練については、点字、ワープロ等のコミュニケーション方法や福祉機器の活用方法等の講習会を開催しています。

市町村地域生活支援事業におけるコミュニケーション事業の普及とともに、今後増大する需要に対応するため、引き続き、手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読奉仕員の養成と資質の向上に努めていく必要があります。

- コンピュータやインターネットの技術の進歩と普及は、家にいながらにして、情報の取得・発信、就労などが可能となり、障がいのあるなしに関わらず、ITを活用して社会参加や仕事ができる環境が整ってきています。

このため、とりわけ障がい者のITに関する知識・能力の向上、パソコン等関連機器の利用環境の整備等、IT活用を総合的にバックアップする体制整備が必要です。

施策の展開・方向性

- 手話通訳者・要約筆記者の養成
情報保障の確保のため、引き続き手話通訳者、要約筆記者の要請を行うとともに資質の向上に努めます。
- 点訳・朗読奉仕者の養成
点訳、朗読に必要な技術等の指導を行い、これらに従事する奉仕員を要請します。
- 失語症者向け意思疎通支援の推進
失語症者向け意思疎通支援体制を整備するため、講習会を開催し、意思疎通支援者の養成を行います。
- 情報提供体制の整備
 - ・ 字幕入りビデオカセットの製作・貸出しや点字図書、デージー図書、CD図書等の貸出しを行います。
 - ・ 県のホームページについて、アクセシビリティの向上も含め、障がい者や高齢者にもより使いやすくするため、改定を進めてまいります。
- ITコミュニケーションの支援
障がい者のIT機器の利用を促進し、情報収集やコミュニケーションを支援するための拠点となる「障がい者ITサポートセンター」を設置し、IT利用の普及、IT活用能力の向上及びテレワーク（在宅就労）を推進する取組を行います。
- 軽度・中度難聴児の補聴器購入に対する助成
引き続き、軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対して助成することにより、補聴器の早期装用を促し、聴力の向上、言語発達の支援、周囲とのコミュニケーション障がい及びそれに伴う情緒障がいの予防、改善を図ります。また、国に対しては、補装具費支給制度の対象を拡大するよう要望します。

(3) スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の振興

① スポーツ活動の振興

現状・課題

- 県障がい者スポーツ大会、地区障がい者スポーツ大会、長野車いすマラソン大会及び県障がい者スキー大会を開催し、障がいのある人がスポーツを行う機会を提供するとともに、障がい者スポーツ指導員を養成しています。

- 県障がい者スポーツ協会と連携し、障がい者スポーツの振興を図るとともに、各種スポーツの競技力向上の取組を支援しています。
- 県障がい者福祉センター（サンアップル）において、スポーツ教室やレクリエーションを行い、障がいのある人がスポーツに親しむ支援をしています。
- 障がい者スポーツの普及振興とスポーツを通じた共生社会づくりの推進を目指し、「長野県障がい者スポーツ推進会議」を設置し、情報の共有や連携方策等について検討しています。
- 平成 29 年度よりスポーツを行いたい障がいのある人と指導者や場所をつなげる「障がい者スポーツ地域コーディネーター」を設置し、障がい者スポーツの普及・振興を図っています。
- 2027 年に全国障害者スポーツ大会が開催されることが事実上決まり、選手の育成・強化、県民の応援の機運醸成が必要となっています。

施策の展開・方向性

- スポーツに親しむ機会の確保
2020 年東京オリンピック・パラリンピック、2027 年第 82 回国民体育大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会のムーブメントを活用し、地域で行う障がい者スポーツ体験会等により、障がい者スポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。
- 地域における障がい者スポーツの定着
障がいのある人がその程度に応じてスポーツを楽しめるよう、障がい者スポーツ指導員の養成や総合型地域スポーツクラブ等への障がい者スポーツの知識と理解の普及を進めます。

②文化芸術活動の振興

現状・課題

- 県内在住の障がいのある方等から応募のあった作品の展示、鑑賞する「長野県障がい者文化芸術祭」を開催しています。優秀作品は、県内各地で巡回展示会を行っています。東京 2020 参画プログラムに登録した、障がいのある方の美術作品展「ザワメキアート展～信州の障がいのある人の表現とアール・ブリュット～」を開催しています。

- 県内の生活介護または就労継続支援 B 型を提供している事業所を対象に造形・表現活動調査を実施しています。活動している事業所は増えていますが、活動を指導・支援できる者の派遣・育成等の必要があります。
- 障がいのある方の創作活動の発信の場とその作品を県民が広く鑑賞する機会を増やす等の取組を通して、障がい者文化芸術活動に対する理解と関心を高めていく必要があります。

施策の展開・方向性

- 文化芸術活動の振興
 - ・ 信濃美術館の整備に障がいのある方の視点を取り入れる等、障がいのある人もない人も、誰もが日常的に文化芸術に親しめる環境づくりを目指します。
 - ・ 県障がい者福祉センターを中心に、障がい者文化芸術祭及び障がい者文化芸術発表会等を開催し、文化芸術活動の発表の場及び鑑賞機会を提供します。
 - ・ 障がいのある方等が文化芸術に親しみ、自らも楽しむことができるよう、専門家を派遣する等の事業展開を目指します。

③ 社会活動への参加機会拡大の取組

現状・課題

- 外出を楽しんだり旅行に出かけるなど、それぞれのニーズに応じた社会参加の機会が選択できるよう、必要な情報が提供される環境整備が必要です。
- 丘陵地や砂地などで利用できるアウトドア用車椅子を使用することで、車椅子利用者も山での散策が可能になるなど、今後も新しい機器の開発・普及に伴い、社会参加の機会の拡大が期待されます。

施策の展開・方向性

- バリアフリーマップ（仮称）の作成
 - ・ 外出時などにおいて必要なバリアフリー情報が得られるよう、「バリアフリーマップ」（仮称）の作成について関係団体と連携を図りながら取り組みます。
- ユニバーサルツーリズムの取組支援や情報発信
 - ・ 誰もが楽しめる観光地域づくりを進めます。
 - ・ ネットワークづくりによる県内推進団体の連携強化と先進事例を相互に学ぶ機会を作ります。
 - ・ ユニバーサルツーリズムツアーや観光施設、ホテル旅館等のバリアフリー情報の提供を図ります。

5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

(1) 障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実

① 医療体制の充実

現状・課題

- 病院等医療基盤の整備は図られてきていますが、障がい者の増加及び障がいの多様化に伴う医療ニーズに応えられるよう、医療を担う人材の養成・確保を行うとともに高度専門医療及び在宅医療の充実を図る必要があります。

施策の展開・方向性

- 地域医療・救急医療の充実
第7次保健医療計画*に基づき、医療提供体制の確保を図ります。
 - ・ 県民一人ひとりのライフステージに即した身近な医療サービスを提供するため、「かかりつけ医」としての医師の役割の定着化を支援します。
 - ・ 救急医療情報システムの効果的な運用により、救急患者の迅速な搬送と適切な治療の確保を図ります。
 - ・ 小児救急医療体制の運営を支援するとともに、救命救急センター*などの救急医療施設の充実を図ります。
- 医療従事者の養成・確保等
障がい者の医療ニーズに的確に対応するため、医療従事者の養成、確保を図ります。
 - ・ 医師のキャリア形成過程に対応した医師確保対策を推進するとともに、医療勤務環境改善支援センターと連携して医師の勤務環境改善の推進に努めるなど、医師の確保・定着を図ります。
 - ・ 看護大学、看護師養成所等を拠点として、医療の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職員の養成、確保を図るとともに、講習会、研修会を開催し、看護職員の資質の向上を図ります。
 - ・ リハビリテーション医療の重要な担い手である理学療法士*、作業療法士*、言語聴覚士*等の資質向上のため、各職種の関係団体が実施する業務に関する知識・技能の向上を目指した学術研究会・研修会の支援に努めます。

② 障がい児（者）の歯科口腔保健医療

現状・課題

- 40歳以上の障がい者（身体・知的障がい）で自分の歯を24本以上有する人の割合は、52.8%（平均年齢63.3歳）であり、同年齢域で24本以上有する人の割合と比較して少ない状態です
- 県は、在宅療養中の重度心身障がい児者訪問歯科健診事業を平成16年度から実施しています。
- 県は重度心身障がい者の歯科口腔医療について県下4施設に専門診療を要請しています。
- 県立こども病院「口唇口蓋裂センター」では、唇顎口蓋裂等の疾患について医科と歯科の専門スタッフが連携して治療にあたっています。
- 精神障がい者、発達障がい児者を含め、障がい者への歯科口腔保健指導の取組や地域での歯科口腔医療提供体制の整備が課題となっています。

施策の展開・方向性

- 障がい児（者）に対する歯科口腔保健支援
 - ・ 障がい児者等の特別に支援を要する人の歯科健診（検診）を推進します。
 - ・ 歯科口腔保健対策の実態把握や施策の検証、新たな課題の把握を行います。
 - ・ 関係機関、団体と幅広く連携し、精神障がいや重度心身障がい、発達障がい等の障がい児者への歯科口腔保健医療について、提供体制の整備を図ります。

③ 医療的ケア児支援に向けた体制整備

現状・課題

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（重症心身障害児のうち医療的ケアが必要な障害児を含む）が増加していると言われており、その実態把握に努める必要があります。
- 医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、改正児童福祉法（平成28年度）において、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されました。

施策の展開・方向性

○ 支援体制の整備

- ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携体制の構築に向けて取り組みます。
- ・ 医療的ケア児に対する総合的な支援をサポートするコーディネーター及び支援者を養成していきます。

(2) 多様な障がいに対する支援

① 重度障がい児・者への支援

現状・課題

- 医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）が利用できる、医療機関等が設置する医療型短期入所事業所は、平成 29 年 10 月 1 日現在で県内に 14 箇所と限られているほか、本体施設の空床を利用する形態であるため、緊急時の対応が困難な場合があります。
- 医療的ケアを必要とする在宅の障がい児（者）が、地域で安心して暮らしていくためには、医療的ケアに対応できる障害児通所支援事業所や生活介護事業所などの日中活動の場の充実が必要です。

施策の展開・方向性

○ 重度障がい児（者）に対する療育・生活支援

- ・ 在宅で介護する家族の負担を軽減するため、自立支援協議会や医療的ケア児支援のための協議の場などと連携を図り、医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）が利用できる医療型短期入所事業所の設置を促進します。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児（者）が利用できる日中活動の場の拡充を図るため、必要な制度改正や予算措置を国要望していくとともに、医療的ケアに対応できる生活介護事業所などの整備を計画的に行います。

② 難病対策の推進

現状・課題

- 平成 27 年 1 月 1 日に難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下、「難病法」という。）が施行されたことに伴い、現在は難病法に基づき、基本方針の策定、指定難病に対する医療費助成（特定医療費助成事業）の実施、難病に関する調査及び研究、療養生活環境の整備を行っています。
- 指定難病に含まれない疾病に対する助成として、特定疾患治療研究事業、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業、長野県特定疾病医療費助成事業、遷延性意識障害者医療費給付事業等を実施しています。
- 医療費助成の認定患者数は年々増加しています。また、難病相談支援センターへの相談件数も増加傾向にあります。難病患者・家族の不安軽減を図るため、引き続き相談窓口を設置し、難病患者・家族が地域の中で安定した在宅療養を送れるよう、障害者総合支援法に基づくサービス利用の促進や医療・福祉・介護が連携した支援体制の整備が必要です。

施策の展開・方向性

- 難病患者やその家族に対する支援
 - ・ 特定医療費助成事業等により、引き続き医療費の自己負担の軽減を図ります。
 - ・ 難病相談支援センターでは、引き続き相談窓口を設置し、療養上の悩みや患者会支援、就労相談等、機能の充実化を図ります。保健福祉事務所においては、医療・福祉関係者や患者・家族等を含めた「難病対策地域協議会」を設置するとともに、家庭訪問、難病相談会、地域の支援者の交流、研修会を開催します。
 - ・ 地域で生活するにあたり、市町村と連携し、障害者総合支援法に基づき障害福祉サービスの利用等、必要なサービスの利用推進を図ります。
 - ・ 難病患者その家族に対する支援者に対し、保健福祉事務所において研修会や交流会の開催、保健・疾病対策課にて難病患者等ホームヘルパー養成研修会を開催し、支援者の技術向上を図ります。

③ 発達障がい者への支援

現状・課題

- 「発達障がい者支援のあり方検討会」報告書（平成 24 年 1 月）に示された中長期的な対応の方向性を踏まえ、発達障がいの早期発見・早期支援、ライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援体制の整備、発達障がい者支援センターによる療育相談、人材育成、普及啓発などに取り組んでいます。

- これまでの取組の結果、思春期以降の発達障がい者に対するフォロー体制、支援関係者間の情報共有・引継、発達障がいに対する理解の促進などが課題となっています。
- 発達障がい者の身近な理解者である発達障がい者サポーターの更なる養成、普及啓発による理解促進、支援関係者の情報共有ツールの活用促進等を一層推進する必要があります。

施策の展開・方向性

- 発達障がい者への切れ目のない一貫した支援の充実
 発達障がい者サポーターの更なる増加を図り、発達障がい者の身近に理解者が寄り添う社会を目指すとともに、市町村へ個別支援ノートの活用を呼びかけることにより、支援関係者間の情報共有・引継体制を強化し、発達障がい者が個々の特性に合った支援を受けられるよう取り組みます。
 また、保健、医療、福祉、教育等各種分野の連携により、切れ目ない支援体制の充実を図ります。

④ 高次脳機能障害者への支援

現状・課題

- 高次脳機能障害の症状の現れ方は人それぞれで、家庭でも社会でも障がいへの理解が難しいため、高次脳機能障害者及びその支援者に対する様々な支援体制を整備していく必要があります。
 これまで、県では県内4か所にある高次脳機能障害支援拠点病院において、専門的な相談支援の実施や研修会の開催により高次脳機能障害の普及啓発や理解促進を図るとともに、県立総合リハビリテーションセンターにおいて日常生活及び就労に関する訓練を実施してきました。

施策の展開・方向性

- 高次脳機能障害支援体制の強化
 県内4か所にある高次脳機能障害支援拠点病院において、引き続き相談支援の実施や研修会の開催による普及啓発・理解促進を図ります。

⑤ 強度行動障がいへの支援

現状・課題

- 強度行動障がいは、自らの身体を傷つけたり、食べられないものを口に入れるなどの自傷行為や他人への噛みつき、頭突き、器物損壊などの他害行為などが非常に多い頻度で出現するため、家族だけでは対応することが困難な場合があり、医療、保健、福祉、教育などによる連携や協力が必要になります。

- 強度行動障がいに対する正しい知識や理解がないと、不適切な身体拘束など虐待に発展しやすい傾向にあります。
- 福祉施設において、強度行動障がいのある方に適切な支援を行うことができるよう、平成 26 年度から、施設職員を対象とした人材育成研修を実施していますが、強度行動障がいのある方を受け入れ、適切に支援するために必要な人員配置を行うには、施設に支払われる報酬の額が十分ではないという課題があります。

施策の展開・方向性

- 強度行動障がいに適切に対応できる人材の育成
強度行動障がいのある方に適切なサービスが提供されるよう、福祉施設職員を対象とした研修等により、強度行動障がいに関する専門的な知識や支援技術等を有する人材の育成を行います。
- 強度行動障がいのある人の受け入れ先の拡充
強度行動障がいのある人を福祉施設において受け入れるためには、研修等により専門的な知識を持った職員を育成し、配置するとともに、障がい特性に対応した、強化ガラスや壊れにくい材料を使用した施設整備などが必要となることから、国へ財政支援の拡充や制度改正の提案を行うなど、受け入れに必要な体制整備を行っていきます。
- 医療的側面からの支援
強度行動障がいのある人が、緊急時等に適切な医療が受けることができるよう精神医療体制を充実していきます。

(3) 教育・療育体制の充実

① 障がいの早期発見に向けた支援

施策内容検討中

施策の展開・方向性

- 障がい等の早期発見に向けた支援の充実

② 地域療育機能の強化

現状・課題

- 在宅障がい児(者)の地域における生活を支え、福祉向上を図るため、療育指導、相談支援及び福祉サービスの利用調整等を行う療育コーディネーターを各圏域に配置し、チームによる巡回相談や保育士等の支援者に対する技術指導等を行っています。
- 療育コーディネーターの相談対応件数は、平成 28 年度は平成 23 年度に比較して約 1.6 倍に増え、その内容も、精神障がい者の場合は家族支援にまで及ぶケースもあるなど、量・質とも負担が増えています。また、近年、増加している発達障がい者と発達障がい疑われるケースについても、支援が必要となっています。
- 今後は、在宅障がい児(者)の地域生活を支える関係者の連携を強化する中で、それぞれの役割を果たすことにより、身近な地域でライフステージに応じた切れ目のない支援が受けられる体制づくりが求められます
- 発達障がい者及びその家族が地域で必要な支援を受け、将来の見通しを持って安定した社会生活が送れるよう、支援機関同士の橋渡し(支援者への支援)を行う発達障がいサポート・マネージャーを県内 10 圏域に配置しています。
- 発達障がいサポート・マネージャーに対する支援機関からの支援依頼件数は、増加傾向にあります。

施策の展開・方向性

- 関係機関との連携とネットワークの機能強化
 - ・ 障がい児(者)に対し、ライフステージに応じた、一貫した切れ目のない支援が行われるよう、療育コーディネーターが中心となり、地域自立支援協議会等を活用し、医療・福祉・教育・行政等関係機関の連携体制の強化を図ります。
 - ・ 県自立支援協議会療育部会において、地域連携に係る課題解決に向けた検討を行います。
 - ・ 発達障がいサポート・マネージャーの養成研修やフォローアップ研修の充実等を通して、支援技術の更なるスキルアップを図ります。また、発達障がいサポート・マネージャーによる連絡会議を開催し、課題等の情報共有、活動支援を行います。

- 市町村の取組に対するバックアップ機能の強化
市町村において、在宅障がい児（者）が、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実が図られるよう、県では、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、市町村の取組みを重層的にバックアップします。
- サービス提供体制の充実
 - ・ 身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援事業所の指定を促進するとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所を支援します。
 - ・ 地域の療育支援の中核的な施設である児童発達支援センターの設置を促進するため、必要な基盤整備について計画的に支援します。
 - ・ 障がい児の心身機能の発達を図るため、早期から理学療法士、作業療法士や言語聴覚士などによる専門的な機能訓練を受けられるよう支援します。

③特別支援教育の充実

現状・課題

- 市町村において早期アセスメントの導入が進んでおり、早期アセスメントを保育や教育に活かし、集団の中での育ちにつなげる取組が求められています。また、早期からの支援を「個別の教育支援計画」に反映し、ライフステージごとに一貫した支援が受けられるよう、医療・福祉・教育・労働等の関係機関が連携していく必要があります。
- 身近な地域で共に学ぶことができる体制として、「副次的な学籍（副学籍）」の取組が進んでおり（H29 33市町村）、それぞれの市町村の特色を活かした取組を更に推進していく必要があります。
- 小・中・高等学校において、発達障がい等配慮が必要な児童生徒が増加しており、通常の学級における発達障がいにかかわる支援力の向上や、多様性を認め合える集団づくりの力量を高めることが求められています。
- 幼保・小・中・高等学校から特別支援学校への相談件数は増加し続けており、個別への課題解決への支援に終始するだけでなく、学校全体としての「学校解決力」を高める支援へと転換していく必要があります。
- 特別支援学校に在籍する児童生徒の障がいの状態は多様化しており、障がいの程度の幅も広く、重複障がいのある児童生徒、医療的ケアや心理的な支援の必要な児童生徒も増加しています。こうした児童生徒の自立を支援するために、自立活動に係るより高い専門性が求められています。

- 特別支援学校高等部（専攻科を含む）における平成 28 年度卒業生の一般就労率は、26.2%、就労継続支援事業所等への福祉就労率は 69.9%です。生徒一人一人の自立に向けた多様な教育的ニーズに応じるため、進路支援の充実を図る必要があります。
- すべての特別支援学校の耐震化は完了していますが、特別教室等の教室不足解消や学習環境の更なる整備、老朽化への対応について計画的に進めていく必要があります。

施策の展開・方向性

- 地域における連携支援体制の充実
 - ・ 圏域ごとの自立支援協議会や特別支援教育コーディネーター連絡会等における連携を強化し、医療・保健・福祉・労働・教育等関係機関の協働によるライフステージに応じた支援体制の充実を図ります。
 - ・ 乳幼児から進路先まで一貫した支援の充実に向け、「個別の教育支援計画」「個別の教育指導計画」等の支援情報を、ライフステージ間で確実に接続できる体制づくりを進めます。
- 身近な地域で共に学ぶことができる体制の充実

「副次的な学籍（副学籍）」の取組や、居住地の小・中学校における交流及び共同学習等の取組を推進し、身近な地域の同年代の友と将来にわたっての関わりが育まれる体制づくりを進めます。
- 特別支援学校のセンター的機能の充実

個別の課題解決支援にとどまらず、学校全体としての支援力や予防的な実践力を高めるため、より効果的なセンター的機能を発揮するためのあり方について研究し、関係機関とも連携した支援を推進します。
- 小中学校、高等学校における特別支援教育の充実
 - ・ 発達障がい等配慮を要する児童生徒が安心して学べる授業づくりの促進や、必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備を進めます。
 - ・ 発達障がい等配慮を要する児童生徒の教育的ニーズに応じて、関係職員が連携し学校全体がチームで支援していける体制づくりを推進し、「学校解決力」の向上を図ります。
- 特別支援学校における障がいの重度・重複化、多様化への対応
 - ・ 特別支援学校に在籍するすべての児童生徒の自立活動の充実を図り、地域の小・中・高等学校への支援にも活かすため、自立活動担当教員等の拡充を進めます。

- 多様な教育的ニーズに応じていくために、療法士や心理士等の外部専門家を活用したより高い専門性の確保に努めます。
- 特別支援学校における就労支援の充実
- 多様な高等部生徒の教育的ニーズに応じる教育活動を実施するために、高等部における教育活動や学習集団のあり方について検討し、地域資源を活用しながら教育活動の充実を図ります。
 - 一般企業への就労を希望する生徒の進路実現と、企業側の障がい者の理解や受け入れに向けた取組を促進するために、就労コーディネーターによる企業への働きかけとマッチング支援、特別支援学校技能検定の実施、協力企業登録制度の実施等を総合的に推進します。
 - 卒業後も関係機関（労働・福祉・医療・地域等）による支援を継続するため、在学中からの移行支援会議の実施や「個別の教育支援計画」を活用した関係機関との支援ネットワークづくりを推進します。
- 特別支援学校の教育環境の充実
- 県のファシリティマネジメント（公共施設等総合管理計画）に基づき、これからの特別支援学校のあり方検討を踏まえた、「特別支援学校整備基本方針（仮）」を策定し、教育環境の整備を計画的に進め、特別支援学校の教育環境の充実を図ります。